

# 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部改正について（素案）

## 1 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の一部改正

### （1）改正理由

条例では、住宅宿泊事業（民泊）の実施について、民泊の業態別及び区域別に事業実施を制限する期間を定めています。このうち、文教地区等及び学校等の周辺においては、管理者駆け付け型民泊について全ての期間での実施を制限するとともに、管理者常駐型民泊の平日の実施を制限しています。また、人口密集区域においては、管理者駆け付け型民泊の平日の実施を制限しています。

しかし、一部の民泊施設において、営業中に管理者の常駐又は駆け付けが義務づけられているにも関わらず、管理者不在により周辺住民からの苦情等に対し即時に対応できない事例が多数確認されています。

そのため、周辺住民の安全で快適な生活環境を維持することを目的として、文教地区等、学校等の周辺及び人口密集区域における事業実施の制限期間及び事業開始時の周知対象について見直します。

### （2）主な改正内容

文教地区等、学校等の周辺及び人口密集区域における管理者駆け付け型民泊及び管理者常駐型民泊について、全ての期間において実施を制限するよう変更します。また、事業の開始前に義務付けられている周辺住民等への周知について、その対象を「施設周囲 10 メートル以内の建築物の所有者及び周辺住民」から「周辺住民及び地域関係者」に拡大するよう変更します。

## 2 千代田区旅館業法施行条例の一部改正

### （1）改正理由

条例では、宿泊者の安全を確保するため、旅館業施設の営業中における営業従事者の常駐を義務付けていますが、一部の小規模施設等において営業中の営業従事者の不在により、宿泊者の安全確保や苦情等に対応できない事案が多数発生しています。

また、旅館業は民泊と異なり営業日数の制限がないことから、小規模な旅館施設の増加は、民泊と同様の問題をより多く発生させる恐れがあります。

そのため、宿泊者の安全・安心の確保及び周辺住民の安全で快適な生活環境を維持することを条例に明記するとともに、旅館業の営業許可に係る構造設備基準を見直します。

## （2）主な改正内容

条例の目的として、宿泊者の安全・安心の確保と周辺住民の安全で快適な生活環境の維持を明記するとともに、区、事業者、宿泊者それぞれの責務を定めます。

また、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設構造設備の基準に、「客室の床面積の合計は、200 平方メートル以上であること」を加えます。